

予算特別委員会（令和2年3月16日～3月26日）

吉田宣弘議員の質疑

福岡県警における死因究明等について



（吉田議員） 先日保健費の部分で、死因究明等推進協議会についてお聞きをしました。死因究明の主たる役割を担うのは警察組織ですので、改めて、質問をさせていただきます。

日本は高齢化社会の時代です。この状況は本県でお亡くなりになられた方の数にも現れており、本県で平成21年にお亡くなりになった方の数は44,879人でありましたが、最新の統計である平成30年にお亡くなりになった方の数は53,309人と、この10年の間に8,430人増加しています。高齢化社会はそのまま多死化社会とも表現ができるのではないのでしょうか。



ところで、人の死は、その後の法律関係に影響を与えますので、いつ、どこで、どのようにお亡くなりになったかは正確に把握される必要があります。また、死者の名誉を棄損する行為が刑法で処罰されることに鑑みると、死者にも守られるべき法益があり、その限りでは人権が存続していると考えられることも出来ると思います。その意味におきましても、その死がどのように訪れたかを捜査機関などが正確に把握することが重要になる場面もあるのではないのでしょうか。

多死化社会において死の真実を究明する社会的要請が増加している状況のもと、死因究明等推進基本法が来月から施行されます。

そこで、まず、この死因究明等推進基本法の目的や基本理念について福岡県警はどのように認識しているかについてお聞きします。

（県警総務部長） 死因究明等推進基本法の目的は、同法第1条に規定されて

いるところであり、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的としています。

同法の基本理念は、第3条に、

- 死因究明の推進は、死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであり、死者とそこにご遺族等の権利利益を踏まえて、これを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながる。
- 死因究明の推進は、高齢化の進展等の社会情勢の変化を踏まえ、人の死亡が犯罪行為に起因するものであるかどうかという判別の適正の確保、公衆衛生の向上その他の死因究明に関連する制度の目的を適切に実現することに寄与する
- 身元確認の推進は、ご遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に寄与する

と規定されています。

県警察といたしましては、同法の目的及び基本理念に基づき、犯罪死の見逃し防止の観点から、死因究明及び身元確認等を適切に実施する必要があると認識しております。

(吉田議員) ところで、先日の予算特別委員会で福岡県死因究明等推進協議会に福岡県警察からも委員を出されているとお聞きいたしました。そこで、次に、この福岡県死因究明等推進協議会について、福岡県警としてどのように認識しておられるかについてお聞き致します。

(県警総務部長) 平成26年6月に閣議決定された死因究明等推進計画に基づき、平成27年3月、各機関の委員から構成された福岡県死因究明等推進協議会を設置したものと認識しております。

同協議会は、福岡県における死因究明に係る各種事業を推進させるとともに、その方策等について協議するものであり、これまでに5回開催され、明日、24日には6回目を開催予定であります。

これまでの協議会の開催結果からしましても、県警察としては、重要かつ意義のある協議会であると認識しております。

(吉田議員) さらに、死因の究明が必要なご遺体と最初に接する機会が最も

多い公的機関は警察であると思いますが、協議会の中で県警から輩出している委員がどのような役割を果たされているのかについてもお聞かせください。

(県警総務部長) 県警察においては、捜査第一課長が協議会委員として協議会に参加しているところであります。

警察が取り扱うご遺体の中には、初動捜査の段階で死因や身元が判然としないものが多く含まれており、

○ 解剖やCT等の死亡時画像診断による死因究明

○ 大規模災害時における歯牙治療痕による身元確認作業

など、各関係機関との連携が、死因究明業務を推進する上で非常に重要となっております。

協議会には、大学、医師会等の医療関係者、検察庁等の関係機関が参加されておりますので、県警察が取り扱った事案を各機関と情報共有することや、協力体制を構築することで、より適正な死因究明業務の推進に寄与できるものと認識しております。

(吉田議員) さて、人の死は様々でございます。ご病気が原因で医師の立会いの下、安らかに息を引き取られた方は、警察が取り扱うご遺体となることは余りないと思われれます。全ての人の死に警察が関わることは予算の面でも人員の面でも、合理性の面でもあり得ないことだと思えます。

では、警察が関わるご遺体とはどのような死体か、お聞きします。

(県警総務部長) 警察が取り扱うご遺体は、

- ① 犯罪による死亡が明らかな死体
- ② 犯罪による死亡の疑いがある死体
- ③ その他の死体

というものに分類されます。

なお、その他の死体の具体例としましては、自殺であるとか、自宅で突然亡くなったご遺体などがあります。

(吉田議員) 今、三種類の死体について警察が取り扱う旨の説明がありました。では、今説明がありました、犯罪による死亡が明らかな場合の死体の取り扱いが法の規定に基づきどのようなようになるのかお聞かせください。

(県警総務部長) 犯罪による死亡が明らかな死体については、刑事訴訟法に

に基づき、死体に対する検証あるいは実況見分が行われるほか、同法に基づき司法解剖を行うことなどによって、犯罪の立証といった観点から死因の究明を行うこととなります。

(吉田議員) 次に、犯罪による死亡の疑いがある死体の取扱いについてもご説明願います。

(県警総務部長) 犯罪による死亡の疑いがある死体については、刑事訴訟法等に基づき、医師の立ち合いのもと検視がおこなわれます。

その後、必要に応じて、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」、いわゆる死因・身元調査法に基づく検査、さらには司法解剖、あるいは同法に基づく死因調査解剖が実施され、事件性の有無の判断がなされることとなります。

(吉田議員) 加えて、その他の死体の取扱いについても同様に説明願います。

(県警総務部長) その他の死体につきましては、死因・身元調査法に基づき、医師等の協力を得ながら死体調査が実施され、その後、必要に応じて同法に基づく検査や死因調査解剖が実施されることとなります。

(吉田議員) 来月施行予定の死因究明等推進基本法の第17条2項の規定によると、遺族等の心情に十分配慮しつつ、死因究明により得られた情報を適時に、かつ、適切な方法で遺族等に説明することを促進するために必要な措置を講ずるものとされています。そこで、ご遺族へは科学的根拠に基づく説明でなければならないと思います。

したがって、今、説明があった、検視、調査、検査、解剖などのそれぞれにおいて科学的な精度向上が求められていると思いますが、科学的装備の充実に関する福岡県警の取り組みについてお聞きしたいと思います。

(県警総務部長) 県警察では、事件性の有無や死因の判断をするために、ご遺体から採取した血液や尿について、薬物、アルコール等の含有検査などの科学的検査や、CT等の死亡時画像診断を効果的に活用しており、これらの検査でも事件性の有無の判断ができない場合は、積極的に司法解剖や死因調査解剖を実施しております。

また、科学的な根拠に基づく事案の真相解明や、ご遺族に対する適切な説明などを目的として、新たな薬物検査キットなどを来年度予算で計上しており、これらを効果的に活用しながら、今後とも、犯罪死の見逃し防止に努め

てまいります。

(吉田議員) 科学的装備も人の手により操作されるものでありますし、人材抜きには語れません。そこで、死因究明にあたる警察職員の人材育成も重要であると考えますが、その取り組みについてお聞かせください

(県警総務部長) 県警察では、平成21年以降、検視に必要な専門的知識・技能を持つ捜査第一課に所属する検視官室員を段階的に増員し、臨場率の向上を図るとともに、24時間体制で、警察署からの検視官の臨場要請や質疑等に対応しております。

検視は、ご遺体の観察に加えて、発見現場の観察や亡くなられた方の生活状況の確認、参考人の供述等を踏まえた上で、事件性の有無の判断や犯罪の立証を行うための極めて専門性の高い業務であります

これらの専門的な知識・技能の修得につきましては、検視官と呼称している警視または警部の階級にある勤務員については、警察大学校における2か月に及ぶ「法医専門研究科」において研修を受け、また、検視官以外の専門的に従事する勤務員は、1か月の全国規模の研修を集中的に受けております。

また、現場警察官に対しては、検視官を中心とした、警察署への巡回教養及び警察学校における集中的な教養を実施するなど、知識・技能のレベルアップを推進しております。

(吉田議員) さて、人の死は医学とは切り離すことができない事象です。人の死を医学的見地から科学的に公正な判断を下すことが出来る専門の研究機関が大学に設置されている法医学教室であり、その科学的な知見は死因究明等の分野では不可欠なものであると思います。したがって、警察と法医学教室が協力することで、より一層死因究明の精度が向上する場面もあるのではないのでしょうか。基本法の施行を受けてその協力関係をより一層深めて行って頂きたいと思います。

そこで、本県には4つ法医学教室が存在するとお聞きしておりますが、福岡県警察として法医学教室との協力はあるのか。また、あるとして、どのように協力しているのかについてお聞かせください

(県警総務部長) 県警察としましては、法医学教室には、解剖を始め、事件捜査全般にわたる協力をいただいております。

なかでも、解剖につきましては、専門的な学識、技能を有する医師により、

かつ、解剖を実施するための機械器具が確保された適切な施設で実施することが必要であるため、そうした要件を十分に満たしている、九州大学、久留米大学、産業医科大学及び福岡大学の4大学の法医学教室に対して解剖を囑託しております。

これら4大学の法医学教室との協力・調整によって、1年を通じて解剖が可能な体制を構築しており、昨年は、約430体の解剖を実施していただき、今後とも、連携を密にとっていきたいと考えております。

(吉田議員) さて、基本法の施行を受けて、国は基本計画の策定を進めてくると思います。福岡県警として、この国の動きを注視することは言うまでもないことですが、この基本法の施行を前に死因究明の精度向上に向けた県警総務部長の決意を最後にお聞きしたいと思います。

(県警総務部長) 県警察といたしましては、死因究明等推進基本法の施行も踏まえ、死亡時画像診断など科学的な調査の活用、各種研修を活用した人材の育成、専門的な知識を有する検視官等の体制の確保を図り、関係機関と緊密に連携しながら、事件性の有無の判断や犯罪の立証に必要な死因究明の精度向上に努め、犯罪死の見逃し防止に万全を期す所存でございます。